

# 国道41号黒崎電線共同溝 PFI 事業

## 事業契約締結について

国土交通省北陸地方整備局は、国道41号黒崎電線共同溝PFI事業について、令和 5 年 3 月30日付けで事業契約を締結しましたので、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成 11 年法律第 117 号)第 15 条第 3 項の規定に基づき公表します。

北陸地方整備局長 内藤 正彦

### 1. 公共施設等の名称及び立地

公共施設等の名称 国道 41 号黒崎電線共同溝

立地 一般国道 41 号 富山県富山市蜷川～富山県富山市黒崎地先

### 2. 選定事業者の商号又は名称

商号又は名称 エヌ・ティ・ティ・インフラネット株式会社

### 3. 公共施設等の整備等の内容

電線共同溝(一般部、特殊部、連系・引込部)、道路(車道、歩道)、道路附属物等(交差点照明、縁石等)の設計、工事及び工事監理並びに電線共同溝(一般部、特殊部、連系・引込部)の維持管理

### 4. 契約期間

令和 5 年 3 月31日～令和 28 年 3 月 31 日

### 5. 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

本事項に関する事業契約の内容は、事業契約書における以下の条項のとおりである。

## 第1節 解除権等

(発注者の解除権)

第77条「発注者」は、次の各号の一に該当する事由が発生した場合には、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- 一 「事業者」に関して、特定調停、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始その他これに類似する倒産手続開始の申立(日本国外における同様の申立を含む。)があったとき、「事業者」の取締役会で当該申立を決議したとき、又はこれらの手続が開始されたとき。
- 二 「事業者」が解散の決議を行い又は解散命令を受けたとき。
- 三 「事業者」が「本事業」の遂行を放棄し、30日間以上当該状態が継続したとき。
- 四 「事業者」が手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
- 五 「事業者」が、本契約上の義務の履行に重大な影響を及ぼす、又は及ぼす可能性のある「法令等」の違反をしたとき。
- 六 「事業者」の責めに帰すべき事由により、本契約上の「事業者」の義務の履行が不能となったとき。
- 七 「本事業」に関し、「選定企業」のいずれかが私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は「選定企業」のいずれかが構成事業者である事業者団体が「独占禁止法」第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が「選定企業」に対し、「独占禁止法」第7条の2(「独占禁止法」第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該「納付命令」が確定したとき(確定した当該「納付命令」が「独占禁止法」第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。)
- 八 「本事業」に関し、「納付命令」又は「独占禁止法」第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が「選定企業」のいずれか又は「選定企業」のいずれかが構成事業者である事業者団体(本号及び次号において「選定企業等」という。)に対して行われたときは、「選定企業等」に対する命令で確定したものをいい、「選定企業等」に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令のすべてが確定した場合における当該命令をいい、以下「排除措置命令」という。)において、「独占禁止法」第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- 九 「納付命令」又は「排除措置命令」により「選定企業等」に「独占禁止法」第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、「本事業」が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が「選定企業」に対し「納付命令」を行い、これが確定したときは、当該「納付命令」における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)中に入札が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

- 十 「本事業」に関し、「選定企業」のいずれかの役員又は使用人等について刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は「独占禁止法」第89条第1項に規定する刑が確定したとき。
- 十一 「事業者」又は「選定企業」のいずれかが、「基本協定書」第4条第4項第5号に該当したとき。
- 十二 「事業者」が、正当な理由がなく、本契約に定める「事業者」の義務を履行せず、「発注者」が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず履行しないとき又は履行する見込みがないと明らかに認められるとき。
- 十三 「事業者」が、第79条によらないで本契約の解除を申し出たとき。
- 十四 「事業者」が、「本事業」の実施において「要求水準」を達成できず、かつ、改善措置を講じても「要求水準」を達成することができないとき。
- 十五 「事業者」が次のいずれかに該当するとき。
- ア 役員等(「事業者」が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、「事業者」が法人である場合にはその役員、その支店又は常時請負契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下、この号において同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員(以下、この号において「暴力団員」という。)であると認められるとき。
- イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は「暴力団員」を利用するなどしていると認められるとき。
- ウ 役員等が、暴力団又は「暴力団員」に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- エ 役員等が、暴力団又は「暴力団員」であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
- オ 役員等が、暴力団又は「暴力団員」と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- キ 事業者が、アからオまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(カに該当する場合を除く。)に、発注者が「事業者」に対して当該契約の解除を求め、「事業者」がこれに従わなかったとき。
- 十六 前各号に掲げる場合のほか、「事業者」の責めに帰すべき事由により「事業者」が本契約に違反し、又は本契約上の「事業者」の重大な義務を不履行したとき。
- 2 「発注者」は、前項の場合において、本契約の全部を解除する代わりに次に定める措置を

とることができる。この場合において「事業者」は、「発注者」が被った損害を賠償しなければならない。

- 一 「発注者」は、「事業者」に、「本事業」に係る「事業者」の本契約上の地位を、当該時点において「発注者」が選定した第三者（「事業者」に融資する者が選定し「発注者」が承諾した第三者を含む。）に譲渡させる。

（発注者の任意による解除）

第 78 条 「発注者」は、「本事業」の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合又はその他「発注者」が必要と認める場合には、180 日以上前に「事業者」にその理由を書面にて通知することにより、本契約の全部又は一部を解除することができる。

（事業者の解除権）

第 79 条 「事業者」は、次の各号の一に該当する事由が発生した場合には、本契約を解除することができる。

- 一 第 38 条により「本件工事」の中止期間が工期の 10 分の 5 を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみの場合には、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後 90 日を経過しても、なおその中止が解除されないとき。
- 二 「発注者」が本契約に従って支払うべき「事業費」を、支払期限到来後 60 日を過ぎても支払わないとき。
- 三 「発注者」が本契約に違反し、その違反によって本契約の履行が不能となったとき。

（法令等の変更等又は不可抗力による解除）

第 80 条 「発注者」は、「法令等の変更等」又は「不可抗力」により、次の各号の一に該当する事態に至った場合には、「事業者」との協議のうえ、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- 一 「事業者」による「本事業」の継続が不能又は著しく困難なとき。
  - 二 「事業者」が「本事業」を継続するために、「発注者」が過分の費用を負担するとき。
- 2 「発注者」は、前項の場合において、「事業者」と協議のうえ、本契約の全部を解除する代わりに次に定める措置をとることができる。
- 一 「発注者」は、「事業者」に、「本事業」に係る「事業者」の本契約上の地位を、当該時点において「発注者」が選定した第三者（「事業者」に融資する者が選定し「発注者」が承諾した第三者を含む。）に譲渡させる。

第 2 節 引渡日前における契約解除の効力

（事業者の責めに帰すべき事由による契約解除の効力）

第 81 条 「発注者」は、本契約の締結日から「引渡日」までの間に、第 77 条第 1 項各号のいずれかにより本契約を解除する場合には、以下の各号の措置をとる。

- 一 「発注者」は、「事業者」に対して本契約を解除する旨を通知し、本契約を解除する。
  - 二 「発注者」は、工事中の「本施設」の出来形部分並びに関連する「設計業務」及び「工事監理業務」の成果を検査し、当該検査に合格した部分の所有権を取得及び保持する。
  - 三 「発注者」は、前号に定める所有権を保持した上で、当該出来形部分に相応する代金（これにかかる「消費税等」を含む。）及びこれに係る「再計算の利息」に相当する金額を支払う。
  - 四 「発注者」は、前号の支払金銭については、「発注者」の選択に基づき次のいずれかの方法により支払う。この場合において、「発注者」は「事業者」に発生する合理的な金融費用を負担しなければならないが、当該費用の金額及び支払方法については、「発注者」が「事業者」と協議のうえ定める。
    - イ 「発注者」が定めた期日（ただし、令和 28 年 4 月 30 日を超えない。）までに一括して支払う。
    - ロ 当初定められた「施設整備費」の支払スケジュールを最長の期間とし、その期間内において分割して支払う。
- 2 「事業者」は、前項の場合において、次の各号のいずれかに該当する場合、「本件工事費等」の 10 分の 1 に相当する額を違約金として、「発注者」の指定する期間内に支払わなければならない。
- 一 「発注者」から契約解除の通知を受けた場合
  - 二 「事業者」がその債務の履行を拒否し、又は「事業者」の責めに帰すべき事由によって「事業者」の債務について履行不能となった場合
- 3 次の各号に掲げる者が本契約を解除した場合は、前項第 2 号に該当する場合とみなす。
- 一 「事業者」について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人
  - 二 「事業者」について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人
  - 三 「事業者」について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等
- 4 「発注者」は、第 2 項の場合において、第 9 条の保証金又はこれに代わる担保を違約金に充当することができる。なお、「事業者」が履行保証保険契約を締結している場合には、当該保険金請求権に設定した質権を実行することができる。
- 5 「発注者」は、第 2 項に定める「違約金」の額を超過する損害を被った場合には、当該損害の超過額を「事業者」に請求することができる。

（発注者の任意による又は発注者の責めに帰すべき事由による契約解除の効力）

第 82 条 「事業者」が、本契約の締結日から「引渡日」までの間に、第 79 条により本契約を解除する場合には、「発注者」に対して本契約を解除する旨を通知し、本契約を解除する。

2 「発注者」は、本契約の締結日から「引渡日」までの間に第 78 条により本契約を解除した場合、又は前項の場合において、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

一 「発注者」は、建設中の「本施設」の出来形部分並びに関連する「設計業務」及び「工事監理業務」の成果を検査し、当該検査に合格した部分の所有権を取得及び保持する。

二 「発注者」は、前号の所有権を保持した上で、当該出来形部分に相当する代金(これにかかる「消費税等」を含む。)及びこれに係る「再計算の利息」に相当する金額を支払う。

三 「発注者」は、前号の支払金銭については、「発注者」の選択に基づき次のいずれかの方法により支払う。この場合において、「発注者」は「事業者」に発生する合理的な金融費用を負担しなければならないが、当該費用の金額及び支払方法については、「発注者」が「事業者」と協議のうえ定める。

イ 「発注者」が定めた期日(ただし、令和 28 年 4 月 30 日を超えない。)までに一括して支払う。

ロ 当初定められた「施設整備費」の支払スケジュールを最長の期間とし、その期間内において分割して支払う。

3 「発注者」は、前項に定める本契約の解除に関して「事業者」に発生する合理的な増加費用を負担しなければならないが、「事業者」との協議により当該増加費用の金額及び支払方法を定める。

(法令等の変更等又は不可抗力等による契約解除の効力)

第 83 条 「発注者」は、本契約の締結日から「引渡日」までの間に、第 80 条第 1 項により本契約を解除する場合には、次の各号に掲げる措置をとる。

一 「発注者」は、「事業者」に対して本契約を解除する旨を通知し、本契約を解除する。

二 「発注者」は、建設中の「本施設」の出来形部分並びに関連する「設計業務」及び「工事監理業務」の成果を検査し、当該検査に合格した部分の所有権をすべて取得及び保持する。

三 「発注者」は、前号の所有権を保持した上で、当該出来形部分に相応する代金(これにかかる「消費税等」を含む。)及びこれに係る「再計算の利息」に相当する金額を支払う。

四 「発注者」は、前号の支払金銭については、「発注者」の選択に基づき次のいずれかの方法により支払う。この場合において、「発注者」は「事業者」に発生する合理的な金融費用を負担しなければならないが、当該費用の金額及び支払方法については、「発注者」が「事業者」と協議のうえ定める。

イ 「発注者」が定めた期日(ただし、令和 28 年 4 月 30 日を超えない。)までに一括して支払う。

ロ 当初定められた「施設整備費」の支払スケジュールを最長の期間とし、その期間内に

において分割して支払う。

- 2 前項に定めるもののほか、本条に基づく本契約の解除に関して「事業者」に発生する合理的な増加費用の負担に関しては、第 37 条第 4 項又は第 38 条第 3 項がそれぞれ適用され、その支払方法については「発注者」が「事業者」と協議のうえ定める。

### 第 3 節 本施設引渡し後における契約解除の効力

(事業者の責めに帰すべき事由による契約解除の効力)

第 84 条 「発注者」は、「本施設」の引渡し以降において、第 77 条第 1 項各号のいずれかにより本契約の全部又は一部を解除する場合には、次の各号に掲げる措置をとる。

- 一 「発注者」は、「事業者」に対して本契約の全部又は一部を解除する旨を通知し、本契約の全部又は一部を解除する。
  - 二 「発注者」は、「本施設」の所有権をすべて保持した上で、「契約解除通知日」における解約部分に相当する「施設費」の残額、これに係る直前の支払日から「契約解除通知日」までに生じた「割賦手数料」及び当該「施設費」の残額に係る「再計算の利息」に相当する金額を支払う。
  - 三 「発注者」は、「契約解除通知日」における、解約部分に相当する履行済みの「維持管理費」の未払額に相当する金額を、「契約解除通知日」から最初に到来する当初定められたスケジュールに基づく支払日に支払う。
  - 四 「発注者」は、第二号による金銭の支払については、「発注者」の選択に基づき次のいずれかの方法により支払う。この場合において、「発注者」は「事業者」に発生する合理的な金融費用を負担しなければならないが、当該費用の金額及び支払方法については、「発注者」が「事業者」と協議のうえ定める。
    - イ 「発注者」が定めた期日(ただし、令和 28 年 4 月 30 日を超えない。)までに一括して支払う。
    - ロ 当初定められた「施設整備費」の支払スケジュールを最長の期間とし、その期間内において分割して支払う。
- 2 「事業者」は、前項の場合において、次の各号のいずれかに該当する場合、本契約解除時点から当初の「事業期間」終了時点までに収受予定であった「維持管理費」及び「その他の費用」の各残額の 10 分の 1 の合計額に相当する額を違約金として、「発注者」の指定する期間内に支払わなければならない。
- 一 「発注者」から契約解除の通知を受けた場合
  - 二 「事業者」がその債務の履行を拒否し、又は「事業者」の責めに帰すべき事由によって「事業者」の債務について履行不能となった場合
- 3 次の各号に掲げる者が本契約を解除した場合は、前項第 2 号に該当する場合とみなす。
- 一 「事業者」について破産手続開始の決定があった場合において、破産法の規定により

選任された破産管財人

二 「事業者」について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法の規定により選任された管財人

三 「事業者」について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法の規定により選任された再生債務者等

4 「発注者」は、前項に定める「違約金」の額を超過する損害を被った場合には、当該損害の超過額を「事業者」に請求することができる。

(発注者の任意による又は責めに帰すべき事由による契約解除の効力)

第 85 条 「事業者」は、「本施設」の引渡し以降において、第 79 条により本契約を解除する場合には、「発注者」に対して本契約を解除する旨を通知し、本契約を解除する。

2 「発注者」は、「本施設」の引渡し以降において第 78 条により本契約の全部又は一部を解除した場合、又は前項の場合において、次の各号に掲げる措置をとる。

一 「発注者」は、「本施設」の所有権をすべて保持した上で、「契約解除通知日」における解約部分に相当する「施設費」の残額及びこれに係る直前の支払日から「契約解除通知日」までに生じた「割賦手数料」及び当該「施設費」の残額に係る「再計算の利息」に相当する金額を支払う。

二 「発注者」は、「契約解除通知日」における、解約部分に相当する履行済みの「維持管理費」の未払額に相当する金額を、本契約解除時点から最初に到来する当初定められたスケジュールに基づく支払日に支払う。

三 「発注者」は、第一号による金銭の支払については、「発注者」の選択に基づき次のいずれかの方法により支払う。この場合において、「発注者」は「事業者」に発生する合理的な金融費用を負担しなければならないが、当該費用の金額及び支払方法については、「発注者」が「事業者」と協議のうえ定める。

イ 「発注者」が定めた期日(ただし、令和 28 年 4 月 30 日を超えない。)までに一括して支払う。

ロ 当初定められた「施設整備費」の支払スケジュールを最長の期間とし、その期間内において分割して支払う。

3 「発注者」は、前項に定める本契約の解除に関して「事業者」に発生する合理的な増加費用を負担しなければならないが、「事業者」との協議により当該増加費用の金額及び支払方法を定める。

(法令等の変更等、追加等又は不可抗力等による契約解除の効力)

第 86 条 「発注者」は、「本施設」の引渡し以降において、第 80 条第 1 項により本契約の全部又は一部を解除する場合には、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

一 「発注者」は、「事業者」に対して本契約の全部又は一部を解除する旨を通知し、本契

約の全部又は一部を解除する。

二 「発注者」は、「本施設」の所有権をすべて保持した上で、「契約解除通知日」における解約部分に相当する「施設費」の残額、これに係る直前の支払日から「契約解除通知日」までに生じた「割賦手数料」及び当該「施設費」の残額に係る「再計算の利息」に相当する金額を支払う。

三 「発注者」は、「契約解除通知日」における、解約部分に相当する履行済みの「維持管理費」の未払額に相当する金額を、「契約解除通知日」から最初に到来する当初定められたスケジュールに基づく支払日に支払う。

四 「発注者」は、第二号による金銭の支払については、「発注者」の選択に基づき次のいずれかの方法により支払う。この場合において、「発注者」は「事業者」に発生する合理的な金融費用を負担しなければならないが、当該費用の金額及び支払方法については、「発注者」が「事業者」と協議のうえ定める。

イ 「発注者」が定めた期日(ただし、令和 28 年 4 月 30 日を超えない。)までに一括して支払う。

ロ 当初定められた「施設整備費」の支払スケジュールを最長の期間とし、その期間内において分割して支払う。

2 前項に定めるもののほか、本条に基づく本契約の解除に関して「事業者」に発生する合理的な金融費用の負担に関しては、第 37 条第 4 項又は第 38 条第 3 項がそれぞれ適用され、その支払方法については「発注者」が「事業者」と協議のうえ定める。

## 6. 契約金額

1,449,181,049 円(税込)

## 7. 契約終了時の措置に関する事項

本事項に関する事業契約の内容は、事業契約書における以下の条項のとおりである。

#### 第4節 本契約の終了

(期間満了による終了)

第87条 本契約は、本契約において別途規定されている場合を除き、令和28年3月31日をもって終了する。

- 2 「事業者」は、前項に定める終了日の1年前までに、本契約別紙4に定めるところにより「本事業」の終了にかかる書類の提出及び報告を行い、「発注者」及び「事業者」は、前項に定める終了日において「維持管理対象施設」が「要求水準書」で定める水準を満たしていることを確認するための協議を開始する。
- 3 「事業者」は、前項に基づく協議及び前項により「事業者」が提出する「本事業」終了時までの「維持管理対象施設」の「点検」・「補修」に係る計画書に基づき、第1項に定める終了日において「維持管理対象施設」が「要求水準」を満たしていることを確保するために必要な措置を講じる。

(契約終了時の事務)

第88条 「発注者」は、理由の如何を問わず本契約が終了したときは、本契約の終了した日から10日以内に、「事業対象区域」又は「本施設」の現況を確認することができる。この場合において、「事業対象区域」又は「本施設」に「事業者」の責めに帰すべき事由による損傷等が認められたときには、「発注者」は「事業者」に対してその修補を請求することができる。

- 2 「事業者」は、前項の請求を受けた場合は、自らの費用と責任において速やかに修補を行うとともに当該修補の完了後に速やかにその旨を「発注者」に通知しなければならない。この場合において、「発注者」は、当該通知を受領した日から10日以内に修補の完了の検査を行う。
- 3 「事業者」は、理由の如何を問わず本契約が終了したときは、「事業対象区域」又は「本施設」に、「事業者」又は「選定企業」が所有し、又は管理する材料、器具、仮設物その他の物件がある場合には、当該物件等を直ちに撤去するとともに原状回復を行い、「発注者」の確認を受けなければならない。
- 4 「発注者」は、前項の場合において、「事業者」が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件等の撤去をせず、又は原状回復を行わないときには、「発注者」が「事業者」に代わって当該物件等の処分又は原状回復を行うことができる。この場合において、「事業者」は、「発注者」の処分又は原状回復について異議を申し出ることはできず、「発注者」の処分又は原状回復に要した費用を負担しなければならない。
- 5 「事業者」は、理由の如何を問わず本契約が終了した場合には、「発注者」又は「発注者」の指示する者に、本契約の終了に係る「維持管理業務」の必要な引き継ぎを合理的な範囲で行わなければならない。

6 本契約終了時の手続に関する諸費用及び「事業者」の清算に必要な費用等は、第 78 条又は第 79 条に係る本契約終了の場合を除き、すべて「事業者」が負担する。

(保全義務)

第 89 条 「事業者」は、契約解除の通知の日から本契約の解除に伴う引渡しまで又は前条第 5 項による「維持管理業務」の引継ぎ完了のときまで、「本施設」の出来形部分又は「本施設」について必要な維持保全に努めなければならない。

(関係資料等の返還)

第 90 条 「事業者」は、理由の如何を問わず本契約を終了したときに、「関係資料」又は「維持管理関連貸与図面等」の貸与を受けている場合は、当該「関係資料」又は「維持管理関連貸与図面等」を「発注者」に返還しなければならない。

2 「事業者」は、前項の場合において、「関係資料」又は「維持管理関連貸与図面等」が「事業者」の故意若しくは過失により滅失若しくはき損している場合には、代品を納め、若しくは原状に回復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

(関係書類の引渡し等)

第 91 条 「事業者」は、理由の如何を問わず本契約を終了したときは、「設計図書等」その他「本事業」に関し「事業者」が作成した一切の書類のうち、「発注者」が合理的に要求するものを、「発注者」に対して引き渡す。

2 「発注者」は、前項により「事業者」から引渡しを受けた「設計図書等」その他の書類について、本契約の存続の有無にかかわらず利用する権利及び権限を有する。

以上